

食品リコールに関するヒアリング内容の整理及び委員の意見

2013年8月22日
消費者委員会事務局

| 番号 | 確認事項 | ヒアリング先 | 現状(ヒアリング内容) | 委員からの意見 | 備考 |
|-----------------|--------|----------|---|---|------|
| ●食品関連法令に基づくリコール | | | | | |
| 1 | 現状の法制度 | 厚生労働省 | 食品衛生法第54条で廃棄命令等の規定がある。「厚生労働大臣又は都道府県知事は、営業者が第6条、第9条…に違反した場合には、…その食品…を廃棄させ、又はその他…食品衛生上の危害を除去するために必要な処置をとることを命ずることができる」と規定されている。 | | |
| 2 | | 厚生労働省 | 食品衛生法は、国内に流通する食品が対象であり、都道府県知事、中核市、保健所設置市まで権限がおりており、知事、市長が命令をすることができる規定になっている。 | | |
| 3 | | 消費者庁 | 食品表示に関しては、「回収」命令の規定が、現行ではない。(食品表示法においては、表示基準違反で被害が発生するような危険がある場合は、回収命令がかけられる) | | |
| 4 | | 委員発言 | | 食品に関する法律は、JAS法だと品質、食品衛生法だと健康被害、景品表示法は表示と様々であり、法律が別々なので、リコール基本法のようなものをつかって、それにあてはめていくべき。 | 第23回 |
| 5 | | 消費者庁 | 食品表示法では、アレルギー表示の欠落があった場合は、すべからず回収命令がかかるわけではなく、重篤な健康危害の事故がどの程度起こっているか、含まれている量などを含めて検討している。 | 回収や指示の判断基準は、かなりケースバイケースである。もし可能であれば、判断する要素(例えば、期限表示の間違いと不具合が分かった時期の関係、販売した量に対してどの程度残っているか表示内容の間違いである場合は、産地表示の場合とアレルギーの場合、それらが、主要原料なのかどうか)を整理してはどうか。 | 第22回 |
| 6 | | 東京都福祉保健局 | 食品衛生法により法に違反する食品の廃棄処分や危害除去命令が法律の条文上、規定されている。 具体的な処分の手続きは、東京都の場合、東京都食品衛生関係不利益処分取扱要領で規定している。 | | |
| 7 | | 群馬県健康福祉部 | 食中毒にかかわるものは、厚生労働省が食中毒処理要領を示しており、これを基に群馬県では食中毒対策要綱を定めている。 | | |

| 番号 | 確認事項 | ヒアリング先 | 現状(ヒアリング内容) | 委員からの意見 | 備考 |
|-------------------|--------------|----------|--|---------|------|
| 8 | | 委員発言 | 都道府県でそれぞれ食品衛生法の県の条例をつくる。それに沿った形で処分を出すことになるので、回収命令は、法律、条例に基づいて命令はかける。 | | 第23回 |
| ●食品関連法令に基づかないリコール | | | | | |
| 9 | 自主回収実施の判断基準は | 東京都福祉保健局 | 自主回収判断は、事業者のコンプライアンスにかかる部分もあるので事業者の判断に任せている。 | | |
| 10 | | 群馬県健康福祉部 | 食品製造者等が食品衛生法違反などに気づき、自主的に流通した食品の回収を行う。自主回収を行う旨の報告を行政(保健所)に行うと共に、消費者に積極的な情報提供を行うため、群馬県においても「食品等自主回収報告制度」がある。 | | |
| ●食品リコールの情報収集体制 | | | | | |
| 11 | | 群馬県健康福祉部 | 収去検査で違反品が発見、また検査によらず、食中毒など健康被害が発生した場合、不良食品の探知が行われたことになる。これを発端にして、食品の製造所が県内になる場合には、群馬県の保健所が現地に参り立ち入りの検査をし、原因を特定した後に、回収命令や廃棄命令、または営業停止等の行政処分が行われている。 | | |
| 12 | | 群馬県健康福祉部 | 加工食品での回収命令を行う場合は、保健所長から命令をかける。これは、回収状況や回収結果について、製造者に保健所長が報告を求め、確実に行われるように行政が関与している。 | | |
| 13 | | 群馬県健康福祉部 | 県民の方から保健所等へ申し出がある場合が一番多く、医療機関からの通報ももちろんあるが、器量期間からは、ある程度複数の患者が発生した場合に通報する形になるので、県民の方からの申し出が多いと思う。 | | |
| 14 | | 流通事業者 | コールセンターを設けており、そこへ情報が入り、データベース化することで、関連部門が確認することができるようになっている。プライベートブランドであれば、社内関連部門で協議し、ナショナルブランドであれば、メーカーへ確認することになっている。 | | |
| ●食品リコールの判断基準 | | | | | |
| 15 | | 厚生労働省 | 回収命令は、食品衛生法第54条に規定される違反があった場合 | | |

| 番号 | 確認事項 | ヒアリング先 | 現状(ヒアリング内容) | 委員からの意見 | 備考 |
|------------|----------------------|----------|--|--|------|
| 16 | | 東京都福祉保健局 | 自主回収は事業者判断。 東京都としては、食品による健康への悪影響を未然に防止する目的に自主回収報告を義務付けているのは、食品衛生法に違反している場合、食品衛生法に必ずしも違反していなくても健康への悪影響のおそれが考えられる場合。判断を押し付けるものではない。 | | |
| 17 | | 群馬県健康福祉部 | 回収命令は、食品衛生法の違反の形態がさまざま、その公衆衛生に与える影響の大きさも大小さまざまなので、目的裁量の余地があるのが実情である。群馬県では、7つのチェックリストを掲げ、優れた目的裁量を行う努力をしている。 | | |
| 18 | | 流通事業者 | プライベートブランド商品の場合は、1ロット3コ以上の情報があれば検証に入る。 また、経済産業省が出している「リスクアセスメントハンドブック」のR-Mapのような形を使い、お客様に与える「危害の程度」・「その被害の拡大性」の2軸、そして、コンプライアンスあるいは社会性といった問題を回収の判断として用いている。 | 情報がお客様相談センターに入ってから、判断するまでの時間をいかに短くできるかが食品の課題ではないか。 工業製品に比べて因果関係が見つけにくいように思う。 | 第24回 |
| 19 | 消費者団体が考える判断基準についての提案 | 消費者団体 | 回収の判断主体者は事業者とする。判断部分の明確化、どういう判断材料でそれを判断したのかを事前に決めておく。あるいは、情報が的確に上がってくる仕組みをつくっておく必要がある。そして、「事業者としてブレない判断」も提案している。現在、事業者の業界基準はあるが、場合によっては消費者の無理な要求や、社会のあつれきで回収せざるを得ないこともあり、判断が変わってくることもある。 消費者の要求に沿うことがかえって消費者のためにならないことも実際にはあるので、ぶれない判断をしてほしい。 | 判断基準はグレーゾーン的な部分があるので、非常に難しいと思う。「事業者全体で統一された判断基準が必要である」との提案、確かにそのとおりだが、実際にこういう判断基準のとりまとめにあたっては、事業者そのものでまとめるのは難しいという話をされた。やはり、ここに行政が何らかの形でかかわれる根拠のようなものも必要になってくるのではないかと。 | 第23回 |
| 20 | | 委員発言 | | 自主リコールの判断は基本的には事業者が行うことになるが、その基準がばらついて消費者の信頼を損なうことのないよう、消費者団体が提案したような業界統一基準をまとめることが求められる。その取りまとめは業界のみでは合意が難しい事情もあるため行政が関与し、消費者の意見も汲んだものとするのが望ましい。 | |
| ●食品リコールの実施 | | | | | |
| 21 | | 流通事業者 | 自主回収を開始する場合、所轄の行政機関に届出をする必要がある。その際、数量がいくつで場所はどこでなどの情報が必要。直ちに届けるのではなく、確認した中で届けるため、若干のタイムラグは発生する。ただ、店頭においては直ちに撤去を行う。そのため、回収と店頭撤去で若干ずれることはある。 | | |

| 番号 | 確認事項 | ヒアリング先 | 現状(ヒアリング内容) | 委員からの意見 | 備考 |
|----|--------------------|----------|---|--|------|
| 22 | | 流通事業者 | 食中毒を起こす等、致命的であったり、大きな問題が発生した場合は、通常の管理ではなく、全く違ったところで、リスクマネジメント規定の中で書いているが、直ちに組織を立ち上げて対応する。 | | |
| 23 | | 群馬県健康福祉部 | ロット番号はわかるものと、わからないものがある。 分からない食品の回収については、例えば賞味期限が何月何日のものということで、賞味期限を打った日にちを一つのロットと考える。 | 製品だったら必ず製品番号がわかるところに書いているが、加工食品は、どんなものでも消費者はロット番号がわかるようになっているか。 | 第23回 |
| 24 | | 委員発言 | | 法令違反が軽微なものまで自主回収するのは自主回収しても体力があるような大手の対応ではないか。零細事業者の実態はどうなっているのか現状を把握するべき。 | |
| 25 | 事業者・流通事業者などの協力体制は | 流通事業者 | ナショナルブランドに関しては、メーカーから協力要請があれば、店頭へのPOPでの告知や、回収の手伝い(問屋への返品)を行っている。 明らかに健康被害を及ぼすような商品の場合は、被害の拡大を防ぐ観点からいったん店頭から撤去した上で、メーカーの対応を待つ。 | | |
| 26 | | 群馬県健康福祉部 | 全国食品安全自治ネットワークを平成14年から群馬県が事務局となって運営を行っている。食品は県境を越えて広域に流通しているので、一つの地域で発生した課題はやはり全国共通の課題となる。 | | 第23回 |
| 27 | 消費者への情報周知はどうなっているか | 東京都福祉保健局 | 事業者による社告、ホームページ掲載および行政ホームページへの掲載 | | |
| 28 | | 流通事業者 | プライベートブランドでの告知方法は、社告、記者会見、ホームページがある、また、直ちに行える店頭での告知もある。 社告は、2紙以上、対象エリアで70%以上のシェアを持つ形でしらせる。また、ホームページに公開した場合は、関係行政機関に連絡する。そして、アレルギー事故の場合、アレルギーのNPOの協力を得て、そのホームページに掲載させていただく対応も行っている。 | | |
| 29 | ホームページ | 厚生労働省 | 食品衛生法に違反する食品の回収情報を厚生労働省のホームページでも紹介している。当然、都道府県知事等が回収等の命令をした場合には、それぞれの自治体で公表されるが、それらを厚生労働省にもお知らせをいただいて、紹介している。 | | |

| 番号 | 確認事項 | ヒアリング先 | 現状(ヒアリング内容) | 委員からの意見 | 備考 |
|----|------|------------|---|---|------|
| 30 | | 東京都福祉保健局 | 条例に基づく都独自の制度として自主回収の報告制度がある。 (平成16年11月施行) これは食品の生産者や製造者等が健康への悪影響を未然に防止する観点から食品等を自主回収する場合に都への報告を義務付ける制度で、報告された内容を東京都のホームページに掲載し、都民への情報提供を実施している。 | 東京都の自主回収報告制度は、とても良いものだと思っている。ぜひこれは消費者庁にやっていただきたい制度と思っている。 | 第22回 |
| 31 | | 群馬県健康福祉部 | 回収命令がかけられた場合の情報提供については、回収命令が行われると、報道機関への資料提供と県ホームページに掲載するとともに、当該品が流通している流通先の自治体に情報の送付を行っている。(県へのホームページ掲載は無料) | | |
| 32 | | 東京都福祉保健局 | 自主回収報告制度は、東京都以外では約30の自治体が制度をつくっている。 | | |
| 33 | | 消費者庁消費者安全課 | リコール情報サイトには、「重要なお知らせ」欄に、リコール品でありながら重大事故を起こしたらトップに表示されるような形でお知らせしている。 食品の場合、賞味期限が違う中でいつまで情報を載せておくかは考えたいと思っている。 | リコール情報を1年なり振り返ってみて、どんなリコールが多かったか、原因はどうだったか、再発があったかなどをレビューすることは、再発防止や事故の未然防止に役立つのではないか。 | 第24回 |
| 34 | | 委員発言 | | リコール情報サイトにアーカイブ機能を持たせると、今1800件ぐらいの情報が、継続すると何万件にも増えていく。それで、分析や検索に活用できるようなことも考えてもよいのではないか。 | 第24回 |
| 35 | | 委員発言 | | 原材料の順番を間違えた、期限表示を間違えたという自主回収は多い。では、なぜ間違いが多いのか、間違えるべきではないということを消費者庁からメーカーへ伝えていただきたい。 | 第24回 |
| 36 | | 委員発言 | | 消費者庁のリコール情報サイトは、回収の告知機能が主だが、回収率や原因究明の結果、再発防止策などについて情報を収集し、類似の事故や重大事故の発生防止、安全性確保につなげるのが良い。 | |
| 37 | | 消費者庁消費者安全課 | リコールメールサービスの登録が出来るしきみがある。その中には、高齢者と子どもに分けて情報も整理されており、メールの配信も分かれている。 | | |

| 番号 | 確認事項 | ヒアリング先 | 現状(ヒアリング内容) | 委員からの意見 | 備考 |
|----|--------|-------------|--|--|------|
| 38 | リコール社告 | 農林水産省消費・安全局 | 新聞へのリコール社告を出す際に、より消費者にとって分かりやすいものとして伝え被害の未然防止に資するため、リコール社告JISを参考に、食品リコールにおける記載例を作成し、4月に農林水産省のホームページに掲載するとともに、関係部局を通して食品事業者団体に周知している。 ただし、社告は自主性が大きいので、参考としての記載例となり、最終的に採用するかどうかは、企業の判断となる。 | シンプルに同じ内容を伝えれば、半分から3分の2でこの内容が伝わり、同じスペースで大きな文字になるから、もっとアピールできるのではないかと。見直しが行われるのであれば、そういう観点から見てはどうか。 | 第25回 |
| 39 | | 農林水産省消費・安全局 | リコール社告で特に注意してほしいところには、記載例に吹き出しをつけている。 ・一般の社告と区別をつけるためにリコール社告と表記する ・消費者にどの製造業者の何の製品についてリコールなのかをまず気づいてもらうために、どの食品をリコールするのかタイトルに入れる(会社名も入れる) ・回収(または交換等)する旨をタイトルに入れる ・特に危険性(健康被害)がある場合には、その旨を明示する ・事故の概況、どのような危険があるのか、ある場合、喫食の中止を呼びかける ・どの商品かを速やかに特定するために、できるだけイラスト等を記載する ・複数の連絡先を記載する | | |
| 40 | | 農林水産省消費・安全局 | 食品事業者が食品の回収等の事態が発生した場合、リコール社告の記載例を活用していただき、消費者にとってわかりやすい社告を発出してもらい、円滑な回収と消費者被害の未然防止につなげ、一方で、事業者にとってその対応が消費者から評価を受け、事業者の健全な発展にもつながったらよいと考える。 | | |
| 41 | | 委員発言 | | 新聞社告の場合、表現の方法はほとんど広告代理店で行っているのではないかと。このような形の表現をなるべく使ってほしいというような大手の広告代理店筋への要請は有効だと思う。 | 第25回 |
| 42 | | 委員発言 | | 農水省として通知を出してから3年も経っているため、記載例に沿ってやってくださいと、もう少し監督官庁して指導すべきではないかと思う。 いわゆる日用品の場合もほとんどが自主回収だが、きちんと自主社告ができている一方、なぜ食品だとできないのか。 | 第25回 |

| 番号 | 確認事項 | ヒアリング先 | 現状(ヒアリング内容) | 委員からの意見 | 備考 |
|----|----------------|----------|--|--|------|
| 43 | | 委員発言 | | リコール社告JISをなぜ守られていないのかという点をきちんと議論する必要がある。 社告を含め、いろいろなルートで伝えることが大事であり、ルートに合った伝え方があると思う。その辺りも含めた議論が必要である。 | 第25回 |
| 44 | | 委員発言 | | 色々な事業者にきちんとしたリコール社告を出してもらうためには、もう少しパターンを分けたような文例の指導などができないか。 消費者に冷静な対応を求めるために「健康被害の恐れはございません」と入れるのは、事業者の社告への対応を誤った方向へ引っ張ることもあるので、慎重な対応ができないか。 | 第25回 |
| 45 | | 委員発言 | | 社告で一体どうしたいのか、レベルによって、知らせる緊急度、内容の深さが変わってくる。1つのパターンで全部を含めようとすると、当てはまらないものが出てくるため、知らせる内容の重要性、何を伝えるかを整理したほうが、標準的なスタイルが決めやすいのではないか。 | 第25回 |
| 46 | | 委員発言 | | 本当に危険な事案なのか、それとも自主回収に任せるとかで話が違う。命令権限があって命令できるけれども、企業のほうが自主回収する場合は、リコール社告はこのようにしてくださいと指導をして、本当に危機感のあふれたものにしてもらう、危険性が大きくない自主回収であれば、企業文化にのっとって行う、区別をしておかないと、ただ書けと言っても状況は変わらないように思う。 しかし、本当に危険な回収の場合に命令権限が農水省にないということが根本的問題である。 | 第25回 |
| 47 | 広報のあり方はどうあるべきか | 東京都福祉保健局 | 東京都の条例では、「緊急性を考慮して報道機関への発表を行う場合もある」と記載している。食中毒に結びつくのではないかと、危害が大きく広がるのではないかと、緊急性があるという判断の場合は、記者会見を開いてプレス発表を行うこともある。 | | |
| 48 | | 東京都福祉保健局 | 社告には、コストが大きくかかる。大手メーカーだと各メディアに大きな記事を載せることはできても、零細企業ではとてもできないし、自ら公表するのはなかなか難しい。そういった点をカバーする制度としても自主回収報告制度は利用してもらえるのではないか。 | | |

| 番号 | 確認事項 | ヒアリング先 | 現状(ヒアリング内容) | 委員からの意見 | 備考 |
|----|--------------------|--------|---|--|------|
| 49 | 消費者団体が考えるリコール対応の提案 | 消費者団体 | 1. リコール:何か問題があったときに、商品による影響を最小限にするための必要な是正処置 2. 回収:消費者の手元から回収すること 3. 新規販売停止:消費者の手元からの回収というのは必要ないが、何らかの法令違反や問題があって、新規に売ってはいけないもの。 | | |
| 50 | | 消費者団体 | 残留農薬や抗生物質等の基準違反でADI(1日摂取許容量)との関係で、それを超えるのは法令違反だが、必ずしも健康被害ではないもの。あるいは、毛髪、紙、ビニール等の混入ミスで法令等の問題はあるが、健康被害がないもの等何でも回収している。回収の判断基準は健康被害の可能性があるかどうかとすべきで、その他の付随する問題は、別の解決方法を取るべき課題ではないかと考えている。 (法令違反だが、健康被害がなければ回収する必要はない。だが、法令違反についての責任は別の形をとるべき) | 事業者としては、物をつくるときに法律というのは非常に重要で、それをクリアしないものを出すことは事業者側の良心にこたえる。やはり法律違反はリコール対象だと思う。そうでないと、何を基準にものをつくっていかかわらなくなる。健康に影響しないならば、法律を改正する方に動くべきであって、その法律が生きている間は、法律違反もリコール対象にすべき。 | 第23回 |
| 51 | | 委員発言 | | 残留農薬や食品添加物の基準値を超え、法令違反ではあるが、健康危害のおそれはかなり低い場合、どう判断するか。基準値の設定根拠である健康影響評価において、人が一生涯摂取し続けても健康に影響がない量(ADI)が設定され、基準値は、ADIよりもはるかに少ない量で設定されている。 リスク管理に用いる基準値を回収の必要性の判断に用いるかどうか。回収以外の選択肢はないのか。 | |
| 52 | | 委員発言 | | 表示ミスに代表されるように、法令違反ではあるが健康危害がないことが明らかなケースについて、回収という選択肢以外にないのか。内容物に問題がない(食べても問題がない)食品を廃棄することについて、検討の余地はないのか。 | |
| 53 | | 委員発言 | | アレルギーの表示漏れは、法令違反ではあるが、アレルギーを持たない人にとっては、明らかに健康危害のおそれはないため、対象製品すべてを回収するという方法ではなく、健康危害のおそれがある人のみ対応するという方法もあるのではないかと。むしろ、その情報を必要とする人に適切に伝えることの方が重要。 | |

| 番号 | 確認事項 | ヒアリング先 | 現状(ヒアリング内容) | 委員からの意見 | 備考 |
|-----------------|------------------|----------|--|---|------|
| 54 | | 委員発言 | | 誤って消費・賞味期限を本来の日にちよりも短く記載してしまった場合や存在しない日にちを記載してしまった場合、是正は必要だが、正しい日にちを伝えれば済むこと。消費者が希望する場合のみ交換対応で良いのではないか。 | |
| 55 | リコール実施に関する意見 | 委員発言 | | 食品は消費するまでの期間が短いことが多いため、リコールを実施する場合は、迅速性を最大限重視すべきである。そのためには、製造者から販売店までのトレースを確実に進めるようにしておくことが重要ではないか。 | 第25回 |
| 56 | | 委員発言 | | 自主回収が実施されたのであれば、その周知方法を含めて、回収プロセスの妥当性を評価すべき。社告を出して回収すれば良いというのでは安全性の確保はできない。 | |
| 57 | | 委員発言 | | 食品の特性ゆえに、ガイドライン等で迅速性確保の手順を綿密に確認することを推奨しておく必要があるのではないか。 | |
| 58 | | 委員発言 | | 自主リコールの場合でも迅速なリコール実施を行政が促せる根拠を法的に整備しておく必要があるのではないか。 | |
| ●食品リコールの終了・再発防止 | | | | | |
| 59 | 回収率の考え方はどうなっているか | 消費者庁 | 消費期限が過ぎると直ちに存在しないものとみなして100%措置とするのではなく、具体的な危険を加味しながら考えていくべき。 | | |
| 60 | | 東京都福祉保健局 | 販売伝票と返品伝票等にて確認する。ただ、消費されてしまったものは、やむを得ないものなので、そこが基本的な判断になる。ただし、明確にわからないケースも実際にはある。 | | |
| 61 | | 群馬県健康福祉部 | 自主回収では、着手報告と終了報告の2つをもらう形になっている。終了報告の場合は、何でここで打ち切るのか、幾つ回収して、もう市場には残っていないことを確認できたという根拠を製造者へ確認し終了させている。 | | |
| 62 | | 流通事業者 | チョコレートケーキへの落花生アレルギーの微混入の事例では、260万個の対象に対し、57万個の回収(回収率22%)であったり、ウーロン茶への残留農薬検出(健康危害なし)は、150万個に対し、3.4万個(回収率2.3%)の例もある。 | | |

| 番号 | 確認事項 | ヒアリング先 | 現状(ヒアリング内容) | 委員からの意見 | 備考 |
|----|--------------|----------|---|---|----|
| 63 | | 委員発言 | | 販売量と回収量は確実に把握させるべきである。 | |
| 64 | | 委員発言 | | 東京都が実施しているような、返品伝票等の資料による確認をガイドライン等で推奨することが望ましい。 | |
| 65 | 回収済み品の処分確認 | 東京都福祉保健局 | 廃棄の確認については、産廃事業者に廃棄をお願いして、マニフェスト、いわゆる処理証明をつけて確認している。昔は、現場まで行って、それを焼却されるときか廃棄して処理するところまで監視員が立ち会っていた。 | | |
| 66 | | 群馬県健康福祉部 | 回収命令の場合、ゴミ処分場に投げ込むところまで確認するケースもあるが、廃棄命令までは出さない。 | | |
| 67 | | 流通事業者 | 流通のルートが冷蔵や冷凍の場合、回収されるときには、必ずしも温度帯が守られていないので、当然廃棄を行う。 | | |
| 68 | 再発防止に向けた取り組み | 東京都福祉保健局 | <ul style="list-style-type: none"> ・食中毒発生による行政処分の場合、改善命令後、年12回の立ち入り検査を実施 ・自主回収制度には、自主回収終了報告書の中に再発防止のために講じた措置の記載箇所がある(但し、必須記入項目ではない) | | |
| 69 | | 委員発言 | | 事業者の規模や回収の理由によって、再発防止策のレベルが違うのではないかと科学的・疫学的な原因究明は、どこまでやったら終了と考えられるのか。 | |
| 70 | | 委員発言 | | 回収は不具合に対する処置の手段の1つにすぎない。最も大事なことは、原因究明と再発防止の対策であることを事業者、流通、消費者、行政が認識すべき。 | |
| 71 | | 委員発言 | | 食品リコールの原因はフードチェーンの中の様々な工程で起こるため、原因分析は個別に行って教訓化し、事例として蓄積する必要がある。 | |

| 番号 | 確認事項 | ヒアリング先 | 現状(ヒアリング内容) | 委員からの意見 | 備考 |
|-------------|------|--------|---|---|------|
| ●その他・全般的な意見 | | | | | |
| 72 | 法令整備 | 委員発言 | | 自主回収のところ、積極的に取り組む事業者とそうでない事業者の格差が目立ってきている。したがって、何らかの法的な裏付けをもってきちんと自主回収をしていただく場合とそうでない(拘束義務的回収の場合、そういった区分を法的な裏付けでもって整理してほしい。 | 第23回 |
| 73 | | 委員発言 | | 食品業界において、流通事業者のリコール関連責任は明確になっていないようである。工業製品では、消費生活用製品安全法で製品事故が発生した場合という限定付きながら関連情報を消費者に提供する努力義務規定を置いているが、ルール化は一般的ではなく、リコール関連法にはばらつきがあるのが現状ではないか。食品を含むリコール一般の在り方について法的整備を検討すべき段階にきていると考える。 | |
| 74 | | 委員発言 | | 回収は健康被害だけであって、財産被害が何も入っていない。それをどうするかということも考えた方がいい。 | 第23回 |
| 75 | | 委員発言 | | ヒアリングをおこなって工業製品と食品についてはかなり共通点が多い。以前議論した、リコール基本法を含む法的整備の問題は、今後の課題として専門調査会の報告書にも記載されているので、何らかの形で機会をつくっていただけるものと強く期待する。 | 第23回 |
| 76 | | 委員発言 | | 食品と製品というのは大きな部分かもしれないが、サービスも出てきているし、施設、遊具、公園、いろいろなものが出てきているので、この辺りを外すのではなく、一緒に入れて一元的にした方が効率的と思う。 | 第23回 |
| 77 | | 消費者安全課 | リコール基本法は、さまざまな形でのリコール、自主回収もある中で、一定の形を定めることが可能か、法律の形をとるのが最適か非常に難しい議論があると思う。 法律として定めるのであれば、一定の法律事項がなければならない、法律事項のない法律は制定できないというのが、議員立法であれ、内閣提出法案であれ、どちらも共通のもの。 | | |

| 番号 | 確認事項 | ヒアリング先 | 現状(ヒアリング内容) | 委員からの意見 | 備考 |
|----|------|--------|-------------|---|------|
| 78 | | 委員発言 | | 食品のリコールは対象事象が様々であり、重篤な健康被害があつて緊急性を要するものか、本当にリコールを出さないといけないものか、事象により検討すべき課題や問題点が違うと思う。 | |
| 79 | | 委員発言 | | 食品には消費期限、賞味期限があり、もたもたしていると、リコールを開始した時には、商品の大半が市場から消えていることになる。したがって、食品の安全、消費者の安全を実現するためには、食品の製造段階での安全対策、出荷前の安全検査、流通段階での保管の指導に力点を置くべきであり、リコールに頼ろうとするのは危うい考える。 | |
| 80 | | 委員発言 | | 製造段階だけでなく、輸送・保管・販売それぞれの段階での原因によるリコールが発生しうるため、リコールの判断主体と実施主体、リコールの対象範囲設定などが区々で、個別判断・対応が多い。したがって、「統一的な判断基準」の策定は非常に困難と思われる。 | |
| 81 | | 委員発言 | | ISO10393のリコールガイドラインでは、リコールに責任を持つ主体はサプライヤー(サプライチェーン内のすべての企業)となっている。サプライヤーとサプライチェーンの存在をどう考えるかをよく議論したほうがいいのか。 | 第25回 |